

「指定介護予防訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本県指定 第 4373200551 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人姫戸福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106 |
| (3) 電話番号 | 0969-58-3611 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 竹中研治 |
| (5) 設立年月 | 平成4年9月29日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防訪問介護事業所・平成18年4月1日指定
熊本県 4373200551 号 |
|------------|---|

(2) 事業の目的 指定訪問介護は、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に指定訪問介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 姫戸町ホームヘルプステーション翔洋苑
・平成12年3月9日指定 熊本県 4373200551号

(4) 事業所の所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106

(5) 電話番号 0969-58-3633
(在宅介護支援センター兼用)

(6) 事業所長（管理者）氏名 山下 勝一

(7) 当事業所の運営方針*

- ・利用者・家族の信頼を得るため、職員の専門性の向上と人間性の研磨に努める。
- ・利用者の人権とプライバシーを守り、在宅生活の継続を支えるため、ケアプランに沿った訪問介護計画を作成し、質の高い訪問介護サービスの提供を目指す。
- ・サービスの質の均等化を図るため、職員間の情報交換やサービスのマニュアル化を進める。
- ・利用者の安全確保のため、リスクマネジメント（訪問介護部会）を定期的に開催し、災害予防・対策等を含めた安全衛生総合管理体制を構築する。

(8) 開設年月 平成9年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定	熊本県 4373200411号	定員 50名
[短期入所生活介護]	平成12年4月1日指定	熊本県 4373201047号	定員 10名
[居宅介護支援事業]	平成11年9月1日指定	熊本県 4373200056号	
[通所介護]	平成12年4月1日指定	熊本県 4373200767号	定員 30名
[配食サービス]			

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 姫戸町・龍ヶ岳町・松島町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
受付時間	年中無休 (24 時間可能)
サービス提供時間帯	7 時から 19 時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長 (管理者)	1		0. 2	1 名	
2. サービス提供責任者	1		1	1 名	
3. 訪問介護員	2	1	2. 6	2. 5 名	
(1) 介護福祉士	2		2		
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー 1 級) 課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー 2 級) 課程修了者		1	0. 6		
(4) 訪問介護養成研修 3 級 (ヘルパー 3 級) 課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週 40 時間) で除した数です。

(例) 週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名 (8 時間×5 名÷40 時間=1 名) となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</p> |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画書において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービスに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

① 身体介護

- 入浴介助 …入浴の介助又は、体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助 …排せつの介助を行います。
- 食事介助 …食事の介助を行います。
- 体位変換 …体位の変換を行います。
- 通院介助 …通院の介助を行います。

② 生活援助

☆ 介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆ そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○ 調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○ 洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○ 掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○ 買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をします。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

☆ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護契約に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画書に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週3回以上)
1. 利用料金	12,260円	24,520円	38,890円
2. うち、介護保険から給付される額	11,034円	22,068円	35,001円
3. サービス利用にかかる自己負担額(1-2)	1,226円	2,452円	3,889円

☆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

一 月途中で八日以後から要支援に変更となった場合

- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…基本料に4%が加算されます。
- ☆月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ☆ 訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者によるサービスについては、表の料金の20%が割り引かれます。
- ☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

* 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③その他のサービス

介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスに同じ

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

*自動車を使用した場合の交通費は、1kmにつき20円と致します。
又、実費負担額を変更する場合は原則としてその2ヶ月前までにご説明致します。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 現金による支払

イ. 下記指定口座への振り込み

肥後銀行 松島支店 普通預金 1149441

あまくさ農協 姫戸支所 普通預金 3062074

口座名：翔洋苑デイサービスセンター 所長 山下勝一

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：郵便局、あまくさ農協、

なお、この場合手数料は不要です。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替 (契約書第6条参照)

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。
訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 介護予防訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より2年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第8条参照)

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料等の諸費用は、利用者の負担となります。)

8. 苦情の受付について (契約書第23条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] サービス提供責任者 大塚 優子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:15～17:15

○電話番号 0969-58-3633

(2) 行政機関その他苦情受付機関

平成18年11月 1日

上天草市介護保険課	所在地 上天草市松島町合津 7915 番地 1 電話番号 0969-56-1111 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県町村自治会館 電話番号 096-214-1101 受付時間 8:30～17:00
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内 電話番号 096-322-8440 受付時間 8:30～17:00

平成 年 月 日

指定介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 上天草市 氏名 印

代筆者氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。